

国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書

平成 30 年 4 月 1 日から、国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、国民健康保険は、被用者保険に加入していない 75 才未満全ての人を対象としているため、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料（税）の負担は重いものとなっています。

現状において、国民健康保険は、被保険者の保険料（税）と、国、県、市町村の負担金などで賄われていますが、被保険者の負担を軽減させるためには、国庫負担割合の引き上げを含めた財政基盤強化策を充実させるなど、適切な措置を講じる必要があります。

年々高くなる国保料（税）をつくり出している主な原因は、国保の運営に国庫補助を 1984 年以來 50% から半分以下まで減らし続けてきたからです。

政府の試算でも国保加入者の平均保険料（一人当たり）は、協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍と格差が生じています。家族数に応じてかかる「均等割」も格差拡大の要因となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体も、「国保を持続可能とする」ために、国民健康保険の国庫負担の増額を政府に要望し続けており、公費を 1 兆円投入して国民健康保険を「協会けんぽ」並みの負担率にするよう求めています。

以上のことから、国民健康保険被保険者の負担軽減に向け、国庫負担割合の引き上げを強く求めるものであります。

記

- 1 国民健康保険料（税）を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げるため、国庫支出金を抜本的に増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 13 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 丸 山 豊

(宛先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣